

事務連絡  
平成24年9月28日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成24年厚生労働省告示第539号)が公布され、平成24年10月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成24年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成24年10月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

#### 記

- 1 別表Ⅱ区分107中「経皮的冠動脈形成術用穿刺部止血材料」を「経皮的血管形成術用穿刺部止血材料」に改める。
- 2 別表Ⅱ区分112の(6)を次のように改める。

(6) デュアルチャンバ (IV型)

- ① 標準型 B0021120601
- ② MR I 対応型 B0021120602

3 別表Ⅱ区分114の(2)の⑤を次のように改める。

- ⑤ アブレーション機能付き
  - ア 標準型 B00211402051
  - イ 接触情報感知機能付き B00211402052

4 別表Ⅱ区分114の(2)に次のように加える。

- ⑦ 除細動機能付き B0021140207

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料	B002 107
112 ペースメーカー	
(1) シングルチャンバ	B002 112 01
(2) 削除	
(3) デュアルチャンバ (I型・II型)	B002 112 03
(4) 削除	
(5) デュアルチャンバ (III型)	B002 112 05
(6) デュアルチャンバ (IV型)	
① 標準型	B002 112 06 01
② MRI対応型	B002 112 06 02
(7) トリプルチャンバ (I型)	B002 112 07
(8) トリプルチャンバ (II型)	B002 112 08
(9) トリプルチャンバ (III型)	B002 112 09
114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極	
(1) 一時ペーシング型	B002 114 01
(2) 心臓電気生理学的検査機能付加型	
① 標準型	B002 114 02 01
② 冠状静脈洞型	B002 114 02 02
③ 房室弁輪部型	B002 114 02 03
④ 心房内・心室内全域型	B002 114 02 04
⑤ アブレーション機能付き	
ア 標準型	B002 114 02 05 1
イ 接触情報感知機能付き	B002 114 02 05 2
⑥ 温度センサー付き	B002 114 02 06
⑦ 除細動機能付き	B002 114 02 07

機能区分	機能区分コード
107 経皮的冠動脈形成術用穿刺部止血材料	B002 107
112 ペースメーカー	
(1) シングルチャンバ	B002 112 01
(2) 削除	
(3) デュアルチャンバ (I型・II型)	B002 112 03
(4) 削除	
(5) デュアルチャンバ (III型)	B002 112 05
(6) デュアルチャンバ (IV型)	B002 112 06
(7) トリプルチャンバ (I型)	B002 112 07
(8) トリプルチャンバ (II型)	B002 112 08
(9) トリプルチャンバ (III型)	B002 112 09
114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極	
(1) 一時ペーシング型	B002 114 01
(2) 心臓電気生理学的検査機能付加型	
① 標準型	B002 114 02 01
② 冠状静脈洞型	B002 114 02 02
③ 房室弁輪部型	B002 114 02 03
④ 心房内・心室内全域型	B002 114 02 04
⑤ アブレーション機能付き	B002 114 02 05
⑥ 温度センサー付き	B002 114 02 06